

UIターン者の採用に取り組む事業主の皆様へ

東京圏からの**移住・就業者に最大100万円**を支給する
「徳島わくわく移住支援事業」の就業対象となる法人を募集しています！

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、
 東京圏から徳島県内へ**移住し、就業した方に移住支援金**を
 支給する制度が創設されました。

対象法人として登録・求人掲載して、**東京圏からの移住希望者**
 への**企業アピール**にご活用ください。

「ジョブナビとくしま」への登録
 ・求人掲載が必要です！！



掲載
無料

企業の登録

求人の登録

移住・就職

支給申請

移住後
3カ月～1年
以内

受給・定住

対象となる法人 (要件1及び2を満たすもの) ※要件の詳細は、ジョブナビとくしまをご確認ください。

要件1 (要件1：全てを満たすこと)

- ・官公庁等でないこと
- ・資本金10億円以上の法人でないこと
- ・みなし大企業でないこと
- ・本店所在地が東京圏以外の地域、または東京圏内の条件不利地域にあること
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

要件2

- ・徳島県が地方創生に資する法人として選定した法人



徳島県就職支援情報サイト
 「ジョブナビとくしま」

対象となる就職者

- ・直前に連続して5年以上
 - 東京23区に住んでいた方
 - 東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）から東京23区に通勤していた方



徳島県移住支援情報サイト
 「住んでみんで徳島で！」

登録方法

「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書（様式1）」及び「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項（様式1別紙）」を次のところに提出してください



■登録申請書（様式1）、誓約書（様式1別紙）のダウンロードはこちらから【ジョブナビとくしま】<https://jobnavi-tokushima.jp/docs/1022.html>

登録申請・誓約書提出先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課雇用促進戦略担当 あて

登録要件の確認後、求人登録方法をご案内します！

求人要件（全てを満たすこと）

- ・対象となる法人の求人であること
- ・週20時間以上の無期雇用契約であること
- ・勤務地が徳島県内であること



求人登録後、東京23区の在住者・通勤者が就職

UIJターン就職者に最大100万円

事業主向け助成金

中途採用等支援助成金（UIJターンコース）

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成します！

詳しくは、最寄りのハローワークまたは徳島労働局にお問い合わせください。

上限100万円



■「法人登録」に関するお問い合わせ

徳島県商工労働観光部
労働雇用戦略課雇用促進戦略担当
徳島市万代町1丁目1番地
電話（088）621-2348・2349
ファクシミリ（088）621-2852

■「求人登録」・「ジョブナビとくしま」に関するお問い合わせ

とくしまジョブステーション
徳島市寺島本町西1丁目61
徳島駅クレメントプラザ5階
電話（088）625-3190・622-6361
ファクシミリ（088）625-5179